

令和2年4月20日

保護者 各位

茨城県立下館第二高等学校長 新井 康芳

スマホ家庭のルール作り運動について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昨今、スマートフォンを介したSNS等の利用により、様々なトラブルが発生し、高校生が思わぬトラブルに巻き込まれることが懸念されます。また、便利さだけにとらわれ、個人情報の流出やプライバシーの侵害等を行ってしまう可能性があります。

このような状況を踏まえ、スマートフォン等の利用に係る家庭のルール作りを実施し、生徒はスマートフォン等の適切な使い方やトラブルの回避能力を身につけ、保護者は生徒の使用状況を把握して適宜指導できるようになることを目的として取り組んでいく所存です。

上記の件について、春季休業中に各家庭において、スマートフォン等の使い方について話し合っていました。それに基づいて、下記の留意点を踏まえて、各家庭で適用するルールを別紙の用紙に記入して頂き、5月15日(金)までに提出していただきたいと思います。何卒、趣旨をご理解の上、ご協力お願い申し上げます。

なお、記入用紙は5月8日登校再開時に配布いたします。

記

(1) ルール作りのポイント

- ・生徒と保護者が話し合い、ルール化する意味を理解すること。
- ・実現が可能なルールであること。
- ・ルールを守ることができなかった場合の対処を決めておくこと。

(2) 次の3点については、全生徒共通のルールとして下さい。(表現の変更は可)

- ・「ネット上で友人の悪口や中傷する内容を書き込まない。」
- ・「トラブルや困ったことがあったら大人(親や教師など)に相談する。」
- ・「夜〇〇時以降は、特に必要がない限りスマホなどを利用しない。」

スマホ家庭のルール（記入例）

- ・ ネット上で友達が悪口を書き込んだり、誹謗中傷をしません。
- ・ トラブルや困ったことがあったら一人で抱え込まず、大人に相談します。
- ・ 夜 10 時以降は、特に必要がない限りスマホを利用しません。
- ・ ネット上で拡散すると困る個人の情報は書き込みません。
- ・ 課金のあるサービスは、親に無断で利用しません。

ルールを守れなかったときの対応

- ・ ルールを守れなかったときは、保護者に伝え、なぜ守れなかったか、これからどうすれば守ることができるかを話し合います。

令和 2 年 月 日

学校名 茨城県立下館第二高等学校

第 1 学年 9 組 55 番

生徒氏名 下 館 二 郎

保護者氏名 下 館 市 郎



スマホ家庭のルール

- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

ルールを守れなかったときの対応

- _____

令和 2年 月 日

学校名 茨城県立下館第二高等学校

第 学年 組 番

生徒氏名

保護者氏名 印